

建築基準法による 道路位置指定の手引き

令和3年4月

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課

目 次

I	建築基準法による道路の定義	2
II	道路位置指定とは	3
III	道路位置指定に関する指定基準	4
IV	道路位置指定に関する指定基準（図解）	
1	道路形態について	6
2	起点・延長・終点等	10
3	転回広場	14
4	すみ切り	16
5	道路の幅員	18
6	道路構造物・排水施設・擁壁等	19
V	道路位置指定申請手順	
1	位置の指定の申請	20
2	位置の指定の変更及び廃止	21
3	位置の指定の申請取下げ	21
VI	申請書類一覧表	22
VII	申請及び通知の流れ	25
VIII	様 式	27
IX	道路位置指定に関する法令	36

I 建築基準法による道路の定義

建築基準法（以下、「法」という。）上の道路は、建築物との関係において、単に通行の場というにとどまらず、建築物の利用、災害時の避難路、消防活動の場、建築物の日照、採光、通風等の確保など安全で良好な環境を形成する上で極めて重要な機能を有している。

このため、法第 43 条では、道路と建築物の敷地との関係（接道義務）について規定しており、道路は、法第 42 条で次のとおり定義されている。

特定行政庁の指定なしで「道路」と認められるもの

- ①道路法上の道路（法第 42 条第 1 項第 1 号）
- ②都市計画法や土地区画整理法等による道路（法第 42 条第 1 項第 2 号）
- ③法施行時や都市計画区域指定時等に既に存在していた道（法第 42 条第 1 項第 3 号）

特定行政庁の指定により「道路」と認められるもの

- ④道路法や都市計画法、土地区画整理法等に基づき新設又は変更の事業計画のある道路で 2 年以内に事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの（法第 42 条第 1 項第 4 号）
- ⑤土地を建築物の敷地として利用するために築造する私道で技術的基準に適合し、特定行政庁からその位置の指定を受けたもの（法第 42 条第 1 項第 5 号）
- ⑥法施行時や都市計画区域指定時等に建築物が立ち並んでいる幅員 4m 未満の道で、特定行政庁の指定したもの（法第 42 条第 2 項）

Ⅲ 道路位置指定に関する指定基準

1 適用範囲

この指定基準は、法第42条第1項第5号の規定に基づき、土地を建築物の敷地として利用するため、道を築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受ける場合について適用する。ただし、開発許可制度の適用を受けないものに限るものとし、和歌山市の市域に係るものは除く。

2 目的

この基準は、法第42条第1項第5号の規定に基づいて道路の位置の指定を行うことについて、その具体的な基準を定めることにより良好な市街地の形成を図ることを目的とする。

3 道路に関する基準

(1) 道路の配置設計の原則

位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）は、その道路に接して敷地となる区域の規模、形状、地形及び周辺の状況並びに予定建築物の用途及び配置等について関係法令及び市町の地区計画又は沿道整備計画のほか、この基準に定めるところに従い設置させるものとする。

また、新たに道路となることによって、隣接する既存建築物等が、建ぺい率・道路斜線等の法の規定に抵触することのないように計画されていること。

(2) 接続道路

指定道路は、その両端を他の道路（法第42条に規定する道路をいう。以下この基準において同じ。）に接続しなければならない。ただし、次項に該当するものについては袋路状道路とすることができる。

(3) 袋路状道路

ア 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ウにおいて同じ。）が35m以下の場合

イ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ウ 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

エ 幅員が6m以上の場合

オ アからエまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

(4) 指定道路のすみ切り

道が同一平面で交差し、もしくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形の部分が道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

(5) 指定道路の構造

ア 指定道路の縦断勾配は9%以下となるよう計画するものとし、地形等によりやむを得ないと認められる場合には小区間（35m以内）に限り12%以下とすることができる。なお、縦断勾配が9%を超える指定道路部分には転回広場を設けないようにすること。

イ 指定道路が他の道路に接続する部分及び指定道路が相互に交差する部分の縦断勾配を緩やかにすること。

ウ 指定道路は原則として舗装するものとする。ただし、充分転圧のうえ砂利敷、その他ぬかるみのない安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造を有し、かつ適当な縦断勾配が付されている場合は、この限りでない。

エ 指定道路は当該指定道路及びこれに接する敷地の排水に必要な機能をもつ側溝又は街渠を設けなければならないものとする。

オ 排水施設の形状及び断面、排水溝の断面は地域の降雨量、その他排水を総合して定めるものとする。

(6) 指定道路の幅員

指定道路の幅員は、最小有効4mを確保することとし、道路及び転回広場は工作物でそれ以外の土地と明確に区画すること。

(7) 排水施設の末端

側溝及び下水管等の排水施設については、周辺の状況により判断して周辺に溢水の起こらない措置を講じなければならない。

(8) 指定道路内に突出建築物等がある場合には、除却しない限り位置指定は行われたいものとする。

(9) 安全施設等

指定道路が屈曲、がけ等の存する通行上危険を伴うおそれのある箇所又は落石等により当該道路の構造に損傷を与えるおそれのある箇所には、ガードレール、柵、擁壁等の適当な防護施設を設けなければならない。

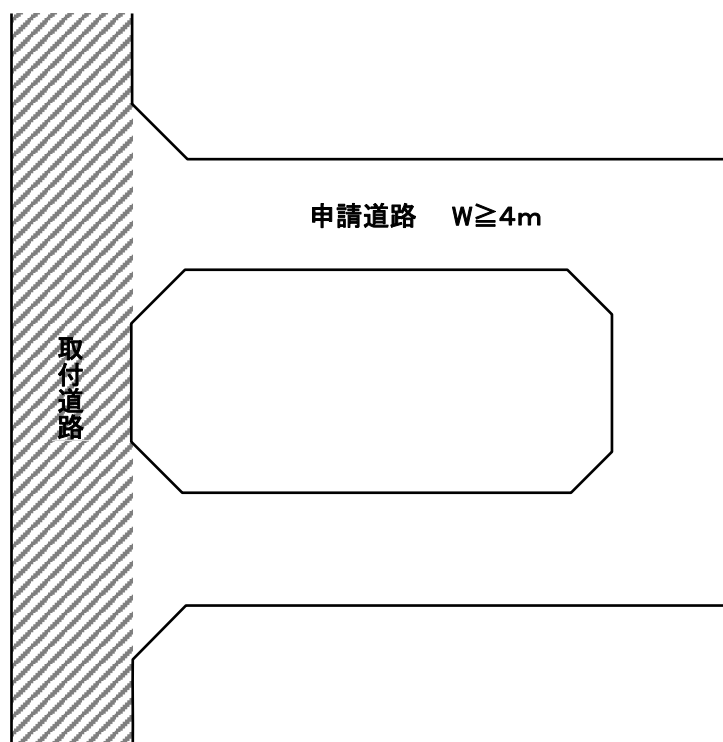
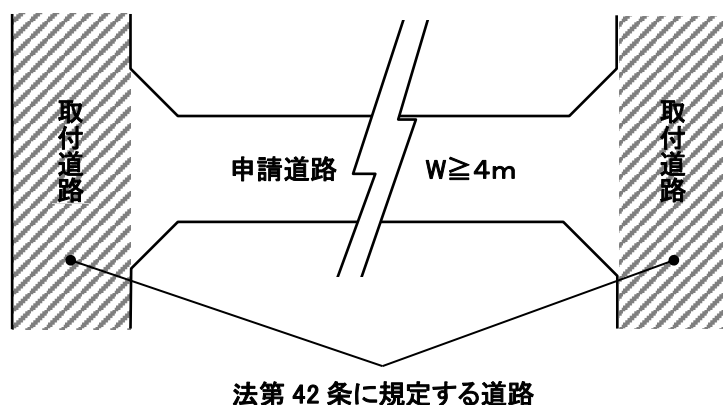
構造物として擁壁等を設ける場合には、安全上支障のない構造とし、「都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく技術的基準（運用手引き）」（社和歌山県建築士事務所協会発行、平成15年4月1日改正・施行）によること。

IV 道路位置指定に関する指定基準 (図解)

1 道路形態について

(1) 通り抜け道路とする場合

- ・ 築造する道路の両端が、法第 42 条に規定する道路に接続したものであること。
- ・ 通り抜け道路とする場合は、道路の延長にかかわらず、道路の有効幅員を 4m 以上とすることができる。



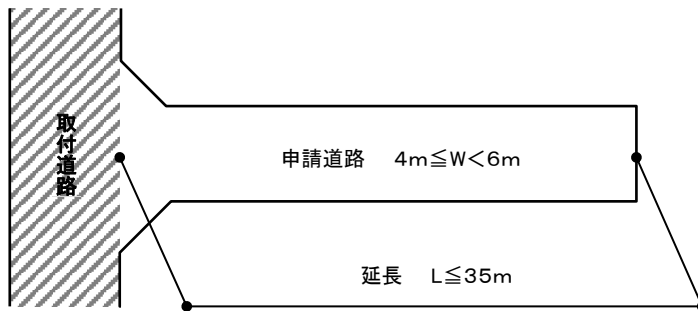
(2) 袋路状道路とすることができる場合

- ・袋路状道路とは、道路の一端のみが法第42条に規定する道路に接続したものをいう。

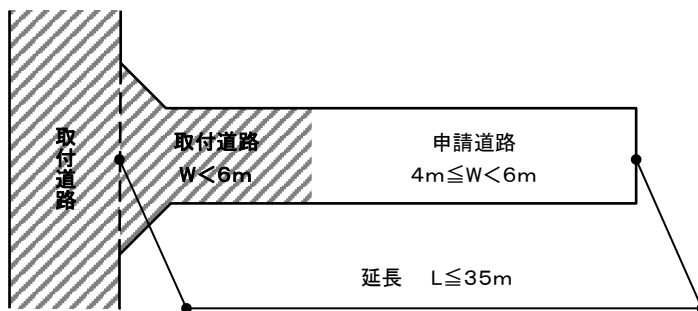
ア 申請道路幅員が4m以上かつ6m未満

① 延長が35m以内である場合

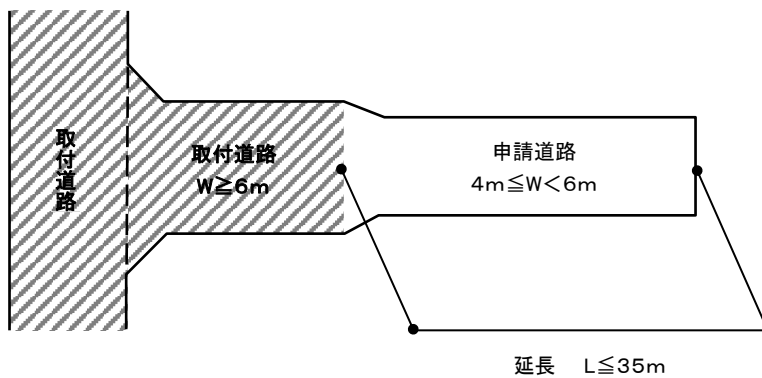
(A)



(B) 既存の袋路状道路（取付道路幅員 $W < 6m$ ）に接続する場合

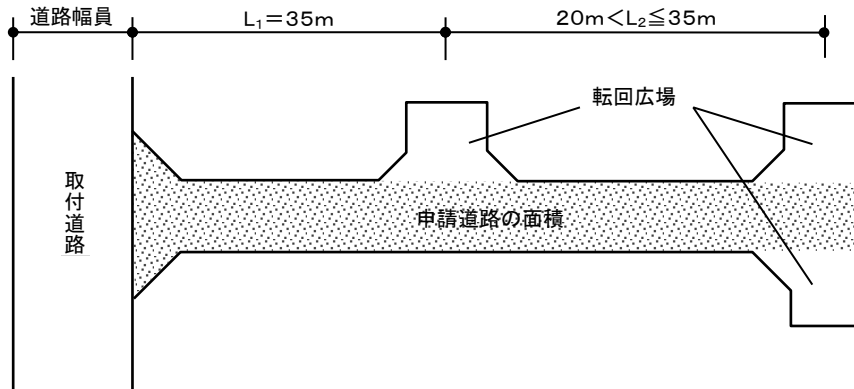


(C) 既存の袋路状道路（取付道路幅員 $W ≧ 6m$ ）に接続する場合



② 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに転回広場が設けられている場合

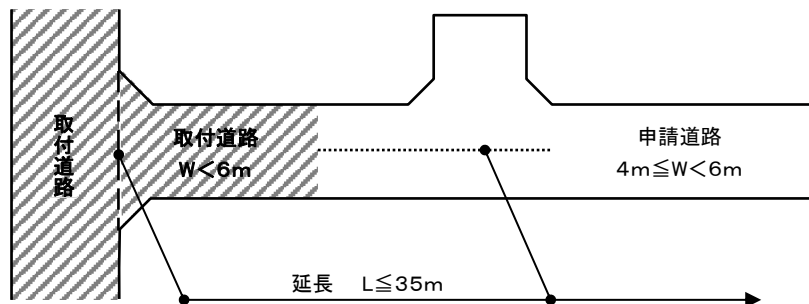
(A)



※ $L_2 \leq 20m$ であれば終端の転回広場は不要

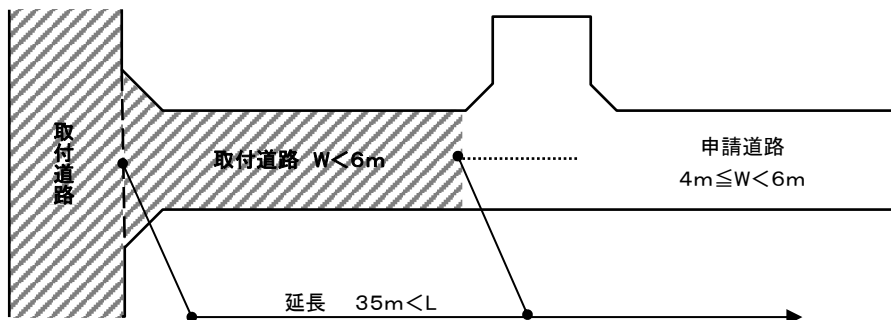
(B) 既存の袋路状道路（取付道路幅員 $W < 6m$ ）に接続する場合

・ 既存の袋路状道路の延長が 35m 以内の場合



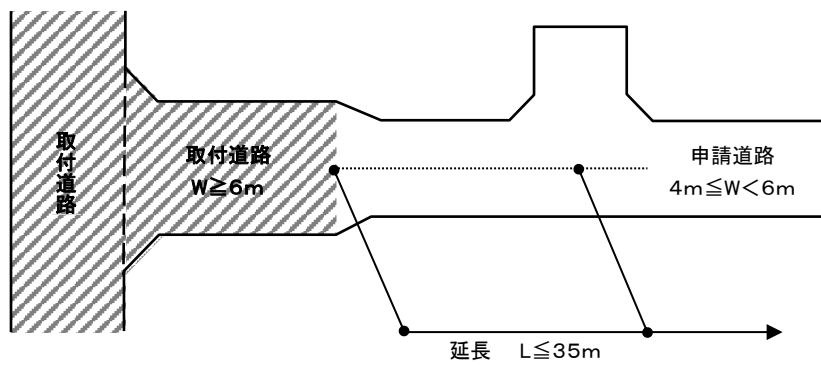
・ 既存の袋路状道路の延長が既に 35m を超えている場合

既存の袋路状道路に転回広場を設置する必要があるが、その設置が困難な場合は、築造する道路の起点付近に転回広場を設置すればよいものとする。



※ 困難な場合とは、既存道路が公道で既に建築物が立ち並んでいる場合等をいい、私道（開発許可道路・位置指定道路等）は、困難な場合とはみなさない。

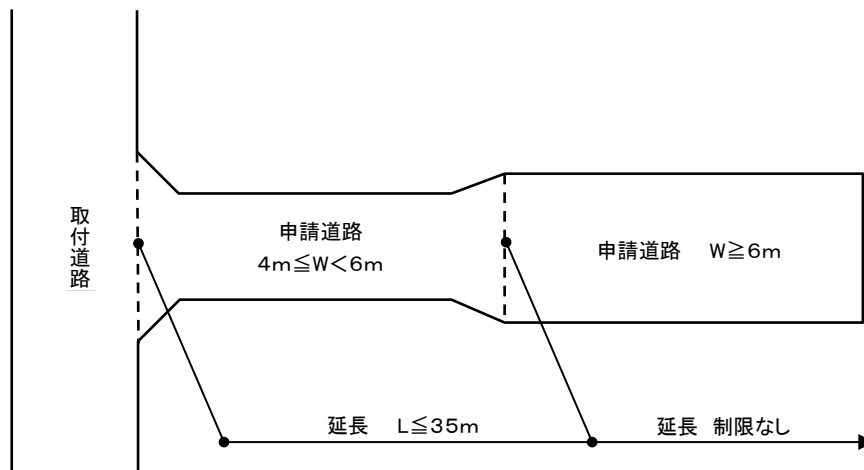
(C) 既存の袋路状道路（取付道路幅員 $W \geq 6m$ ）に接続する場合



イ 申請道路幅員が全長に渡って6m以上

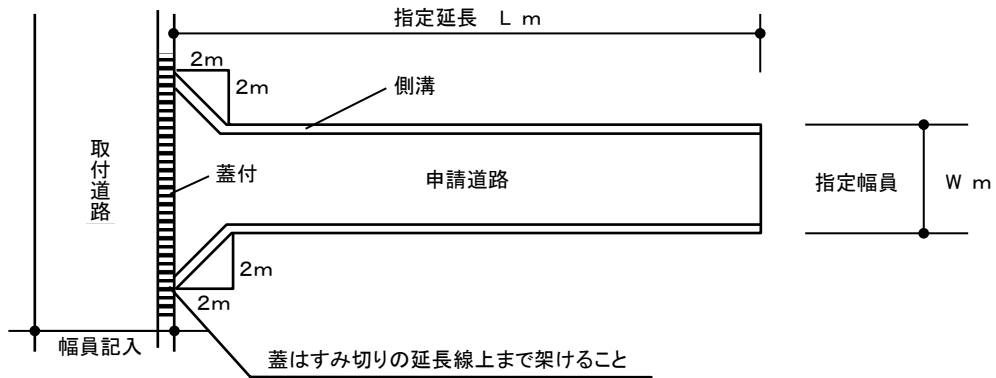


ウ 申請道路幅員が途中から6m以上



2 起点・延長・終点等

(1) 指定を受けようとする道路は、法第 42 条に規定する道路に接続するものでなければならない。

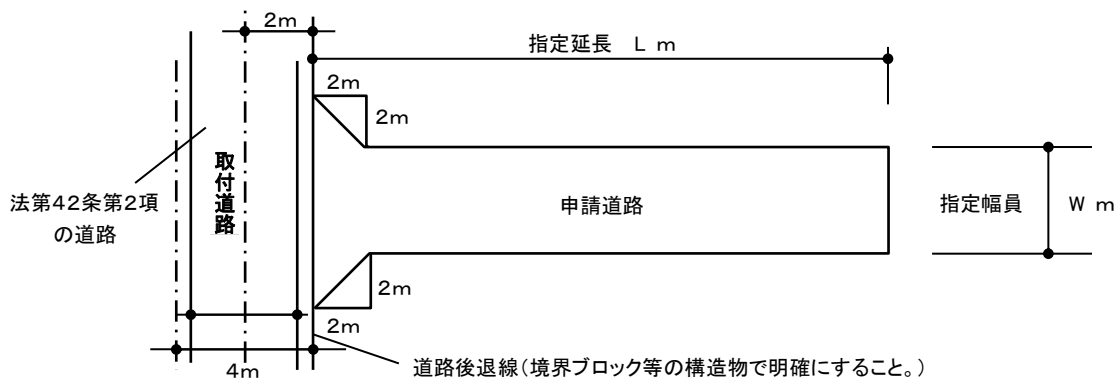


(2) 法第 42 条第 2 項による道路（1.8m以上 4m未満）に接続する申請道路の延長は、道路の中心線から 2m の後退線から測るものとする。

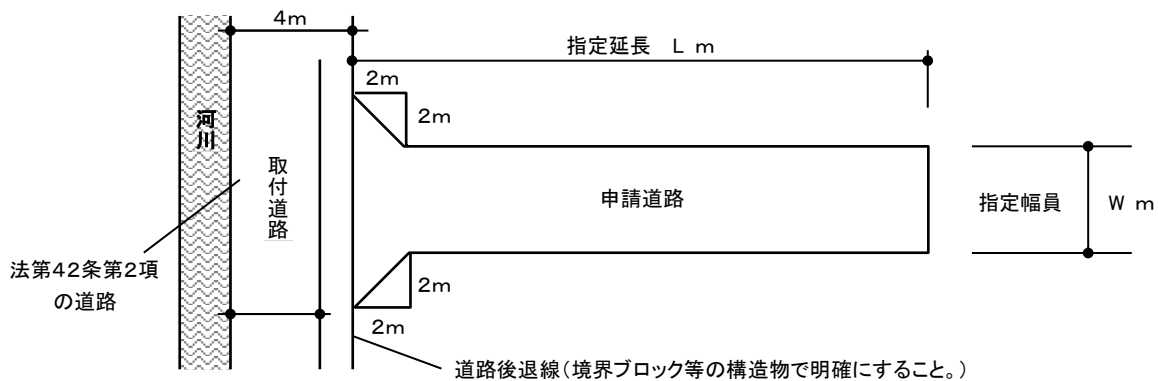
ただし、反対側に河川等がある場合は、河川境界より道路の側に 4m をとること。

※その他道路後退線に係る詳細については振興局建設部（海南市の場合は、建築住宅課）で確認すること。

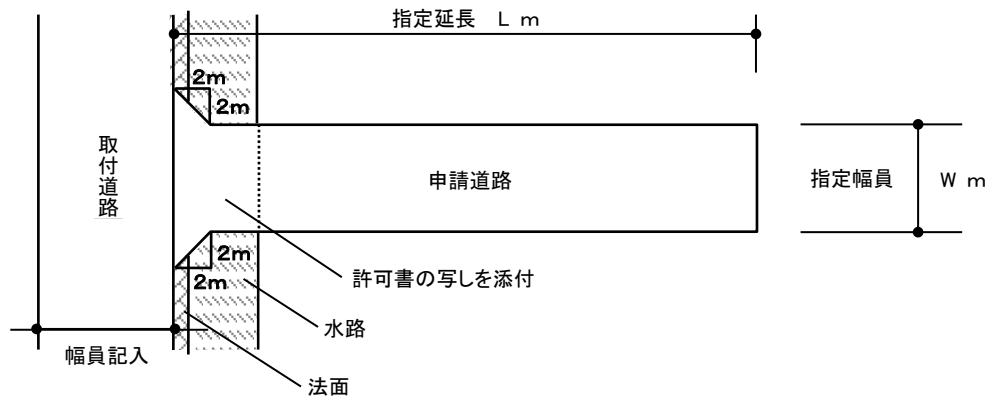
ア 中心線から 2 m 後退する場合



イ 反対側に河川がある場合

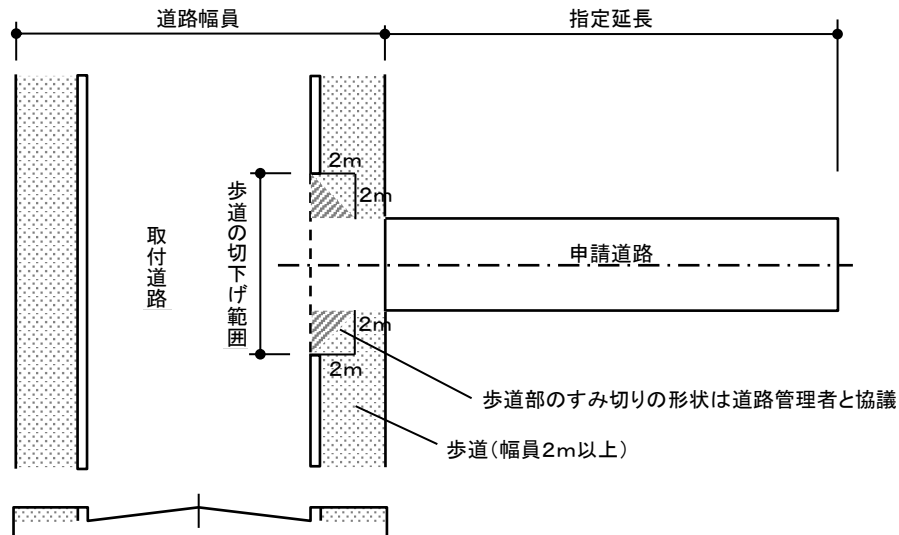


- (3) 官地（里道、水路、法面等。ただし、取付道路を除く。）を含む場合の延長は、官地部分を含むものとする。（道路面積に含む）

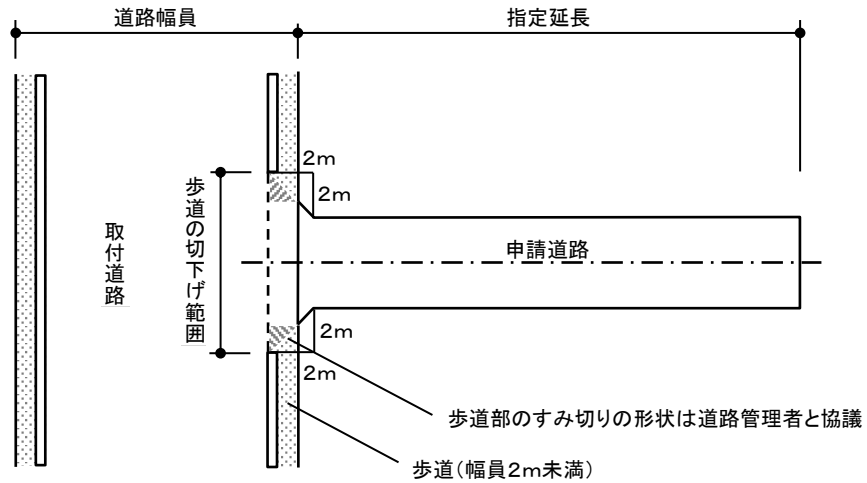


- (4) 歩道のある道路に接続する場合は、道路管理者の承諾を得たうえで、歩道の切下げ範囲を設けることにより、当該歩道内を含めて2m×2mのすみ切りが確保されていればよいものとする。なお、歩道内のすみ切りの形状は、道路管理者と協議のうえ、決定すること。

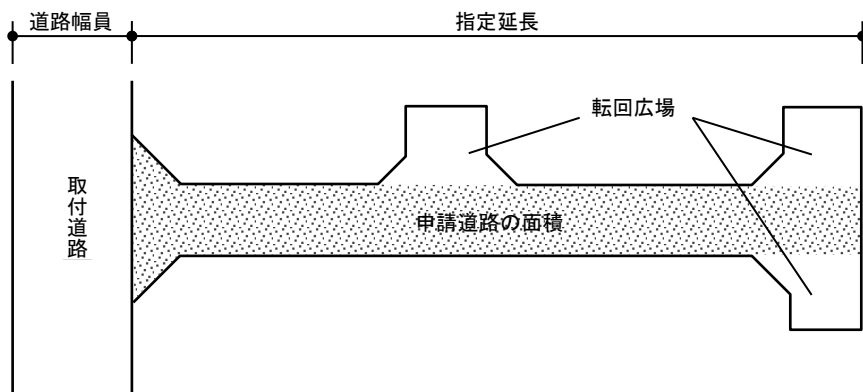
ア 歩道の幅員が2m以上の場合



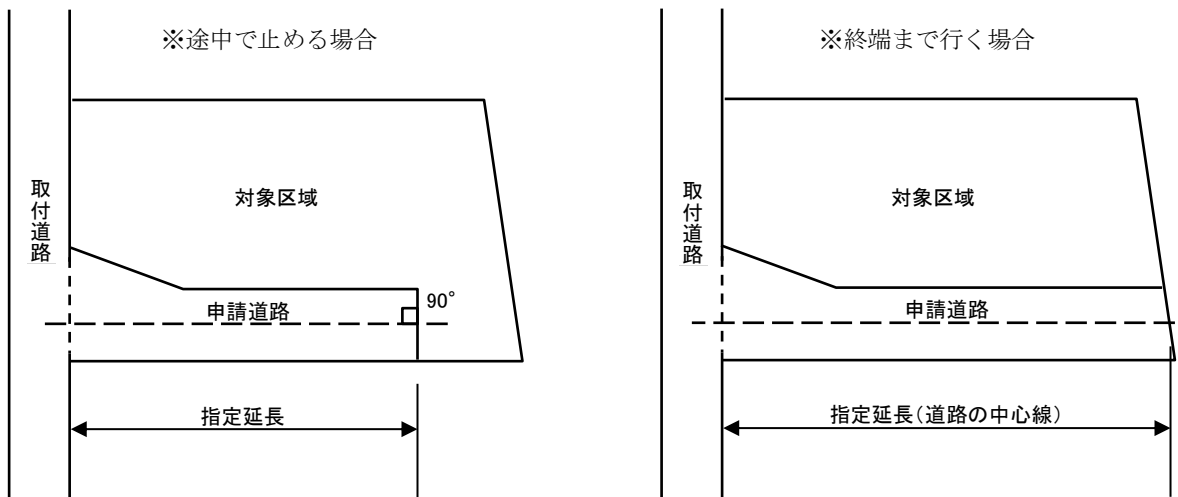
イ 歩道の幅員が2m未満の場合



- (5) 転回広場がある場合の延長は、転回広場を含まないものとする。

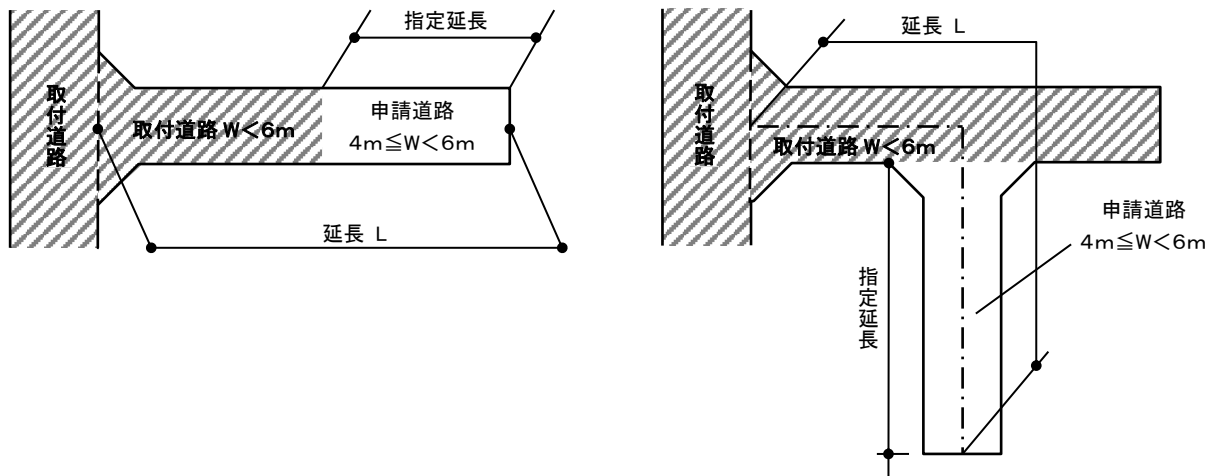


- (6) 指定道路の終端は、境界ブロック等の構造物で明確にすること。(ピン・着色による明示不可)

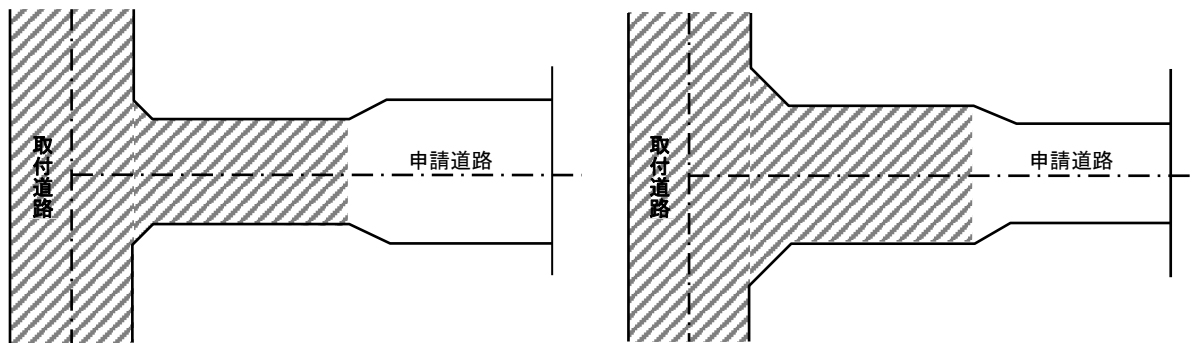


- (7) 既存の 6m 未満の袋路状道路に接続させる場合「転回広場の必要性を判断するための延長」は、既存の袋路状道路部分も含むものとする。

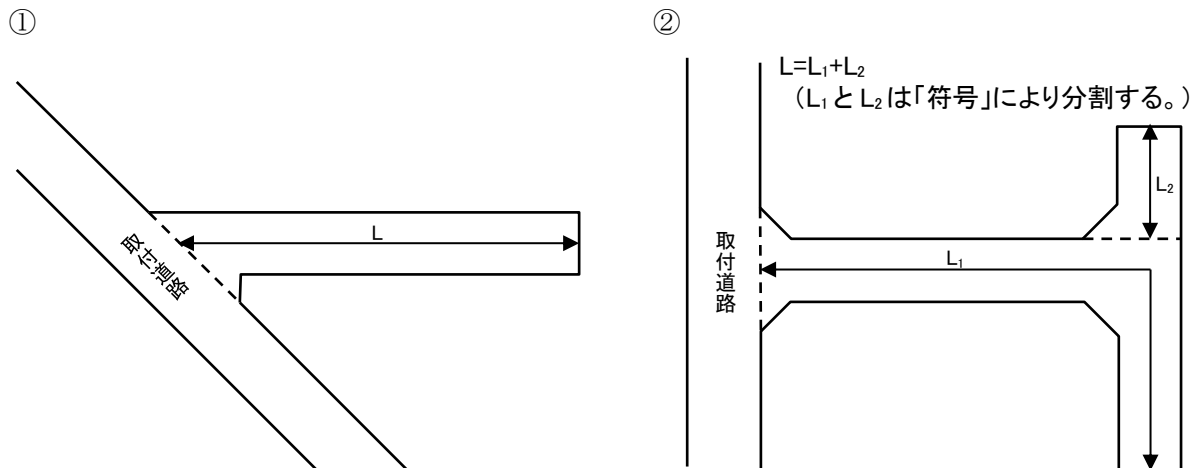
なお、道路として位置を指定する範囲は申請道路部分について行うこととなる。



- (8) 既存袋路状道路と築造する道路とは、原則として中心線を合致させること。



- (9) 申請道路の延長は、すべて中心線で測ること。



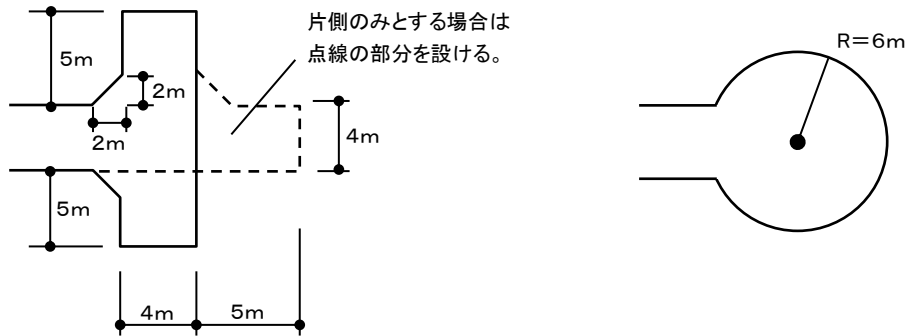
3 転回広場

◎転回広場は、縁石、側溝等を用いて表示する。

◎転回広場からのみの接道敷地は認めない。

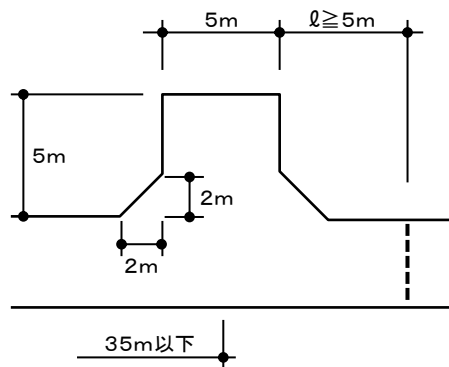
(1) 転回広場の形状

ア 終端の転回広場

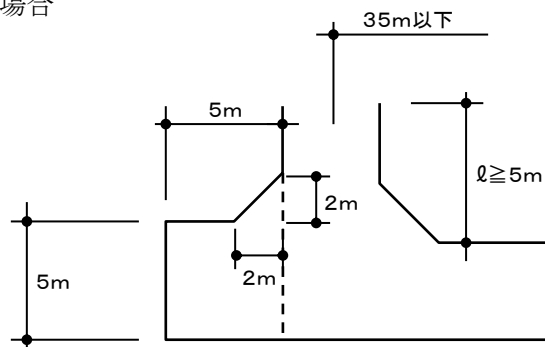


イ 途中の転回広場

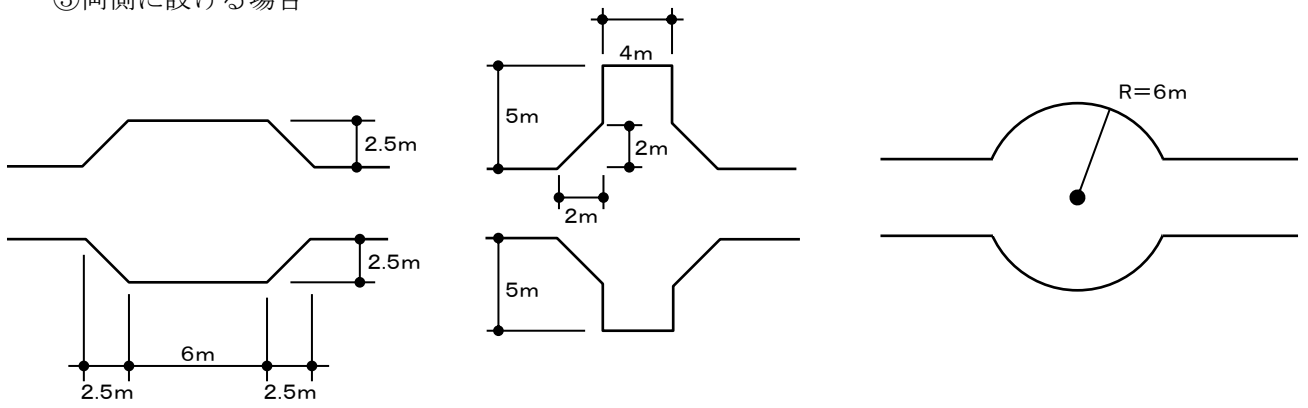
①片側に設ける場合



②角地に設ける場合

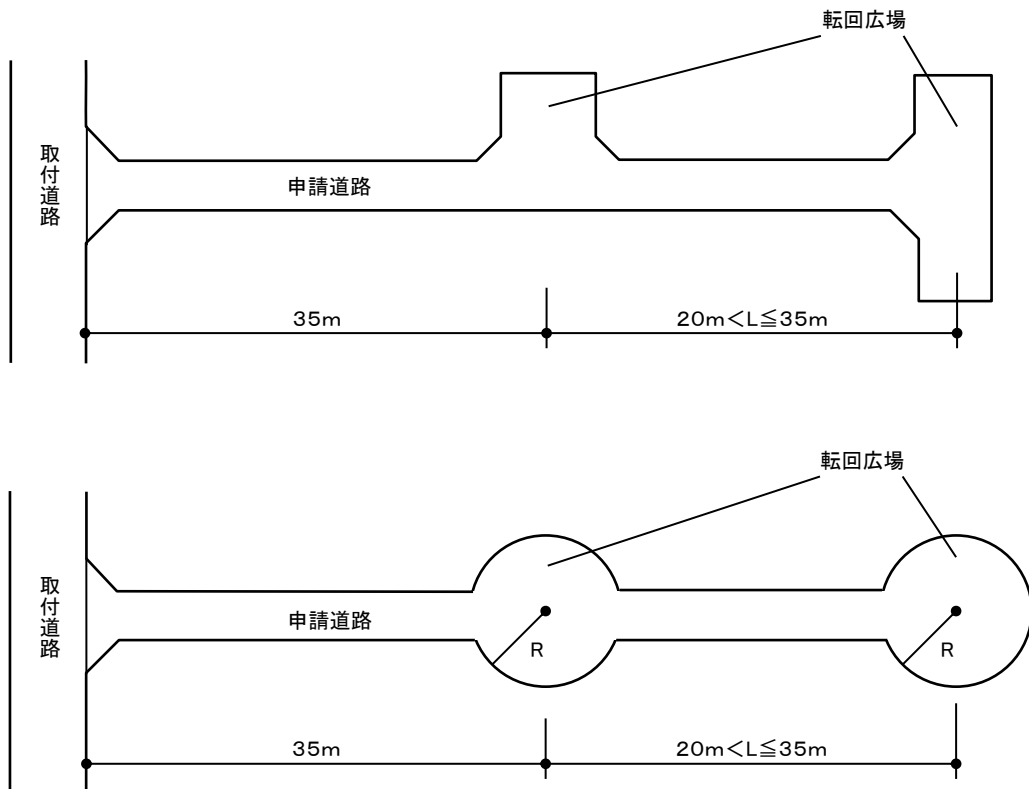


③ 両側に設ける場合

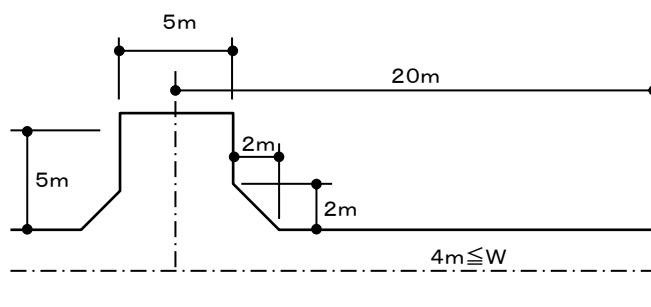


(2) 転回広場の位置

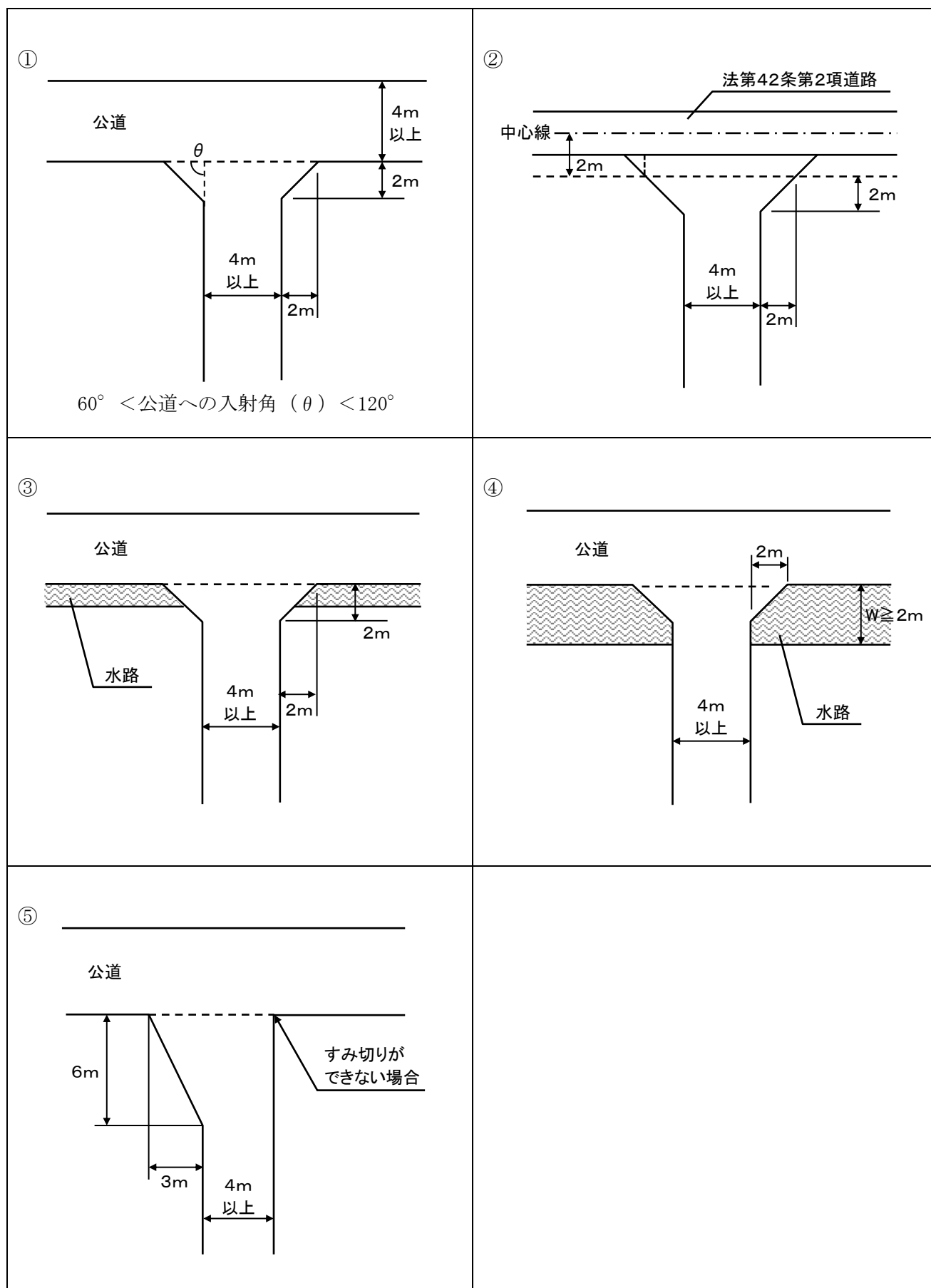
ア 終端及び区間 35m以内ごとに設ける。



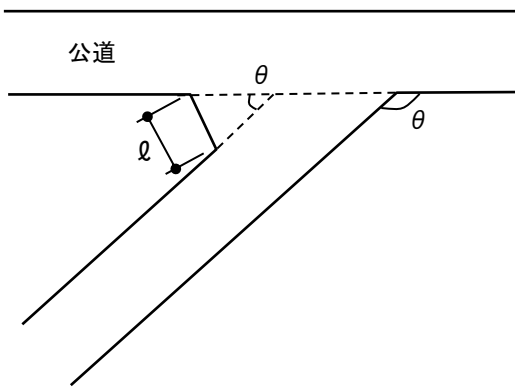
イ 転回広場の中心より延長 20mの範囲内で指定を受けることができる。



4 すみ切り

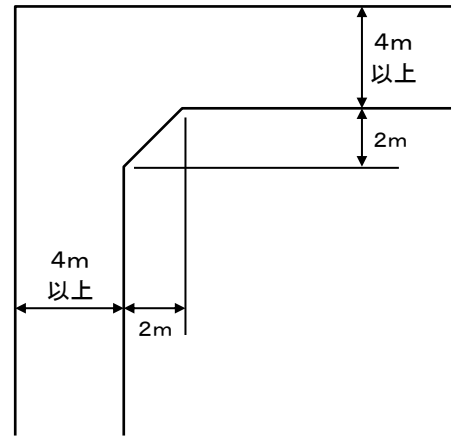


⑥

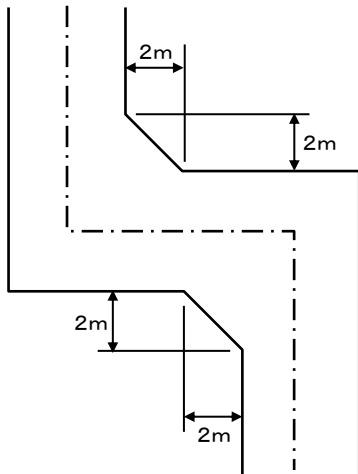


$30^\circ \leq \theta$ であること
 $30^\circ \leq \theta \leq 60^\circ$ の場合、 $l=3.0\text{m}$ 以上
 $120^\circ \leq \theta$ の場合、すみ切り不要

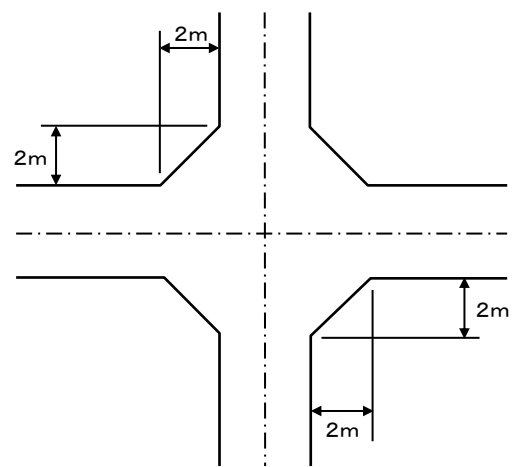
⑦



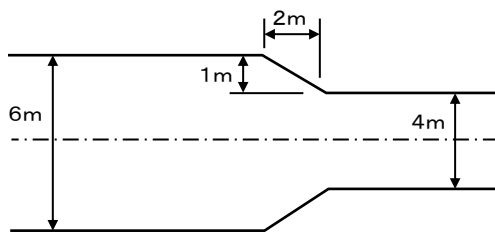
⑧



⑨



⑩

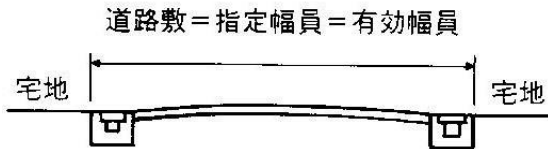


原則として道路の中心をそろえること。

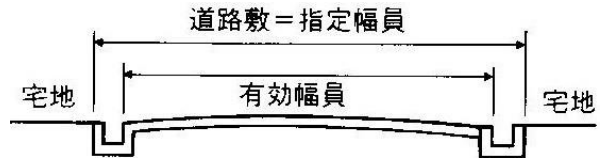
5 道路の幅員

- (1) 指定道路は、有効幅員 4 m以上を確保すること。
- (2) 道路の幅員は、次に掲げる図を標準とし、U型側溝に蓋を設置する場合は、有効幅員に含み、設置しない場合は有効幅員より除外する。

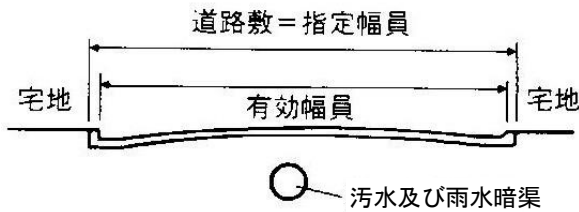
① U型側溝（蓋あり）の場合



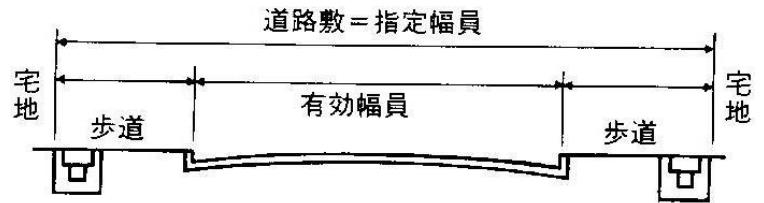
② U型側溝（蓋なし）の場合



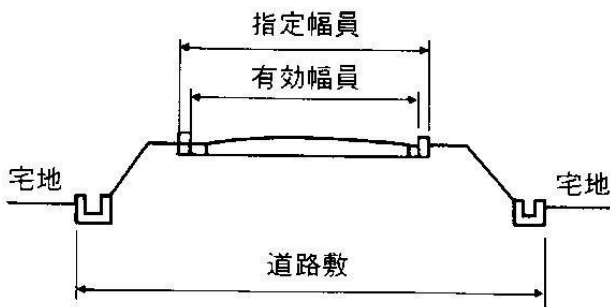
③ L型側溝の場合



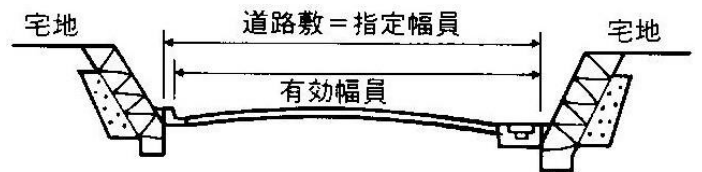
④ 歩車道分離の場合



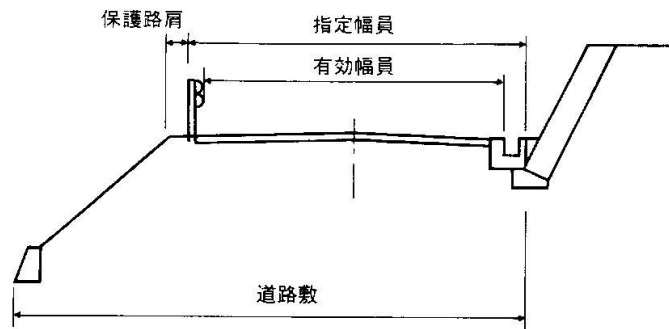
⑤ 盛土の場合



⑥ 切土の場合（L型側溝又はU型側溝蓋設置）



⑦ 防護柵を設ける場合



6 道路構造物・排水施設・擁壁等

道路構造物・排水施設・擁壁等の工作物については、「都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく技術的基準（運用手引き）」（社和歌山県建築士事務所協会発行、平成15年4月1日改正・施行）による。ただし、市町において、条例等により特別の定めがある場合については、その定めによることができる。

V 道路位置指定申請手順

1 位置の指定の申請

(1) 申請者

当該道路を築造しようとする者（築造しようとする者が2人以上の場合は、その代表者）を申請者と定めて申請すること。

(2) 設計図書

図面は、縮尺により正確かつ構造が詳細に判断できるものであること。

(3) 申請書類

申請書類は、正本1通、副本1通と正本（写）2通（海南省の場合は、正本1通、副本1通と正本（写）1通）を申請地を管轄する市町へ提出すること。

(4) 指定道路の維持管理者

申請者は、道路位置指定を受ける道路の維持管理者を定め、常に良好な状態に道路の維持管理をしなければならない。

(5) 指定基準適合通知

都市政策課は、申請書の内容を審査し、指定基準に適合していると認めたときは、指定基準適合通知書を申請者に交付する。申請者は、原則として指定基準適合通知があってから築造すること。

(6) 設計変更

申請者は、申請道路の設計に変更が生じるとき、振興局建設部（海南省の場合は、都市政策課）と協議しなければならない。協議の結果、設計変更が認められる場合、申請者は、設計変更願並びに変更前及び変更後の図面を振興局建設部（海南省の場合は、都市政策課）に2部提出すること。

(7) 工事完了届

申請者は、道路の築造工事が完了したときは、工事完了届（様式3）に指定基準適合通知書（写）、位置図（1/2,500～1/5,000）、平面計画図及び完了写真（他法令に基づく許認可がある場合は、その検査済証（写））等を添付の上、振興局建設部（海南省の場合は、都市政策課）に2部提出し、築造確認を受けること。

(8) 築造確認

振興局建設部は、工事完了届の提出があったときは、築造確認を行い、その結果、申請どおり完了しているときは、都市政策課へ工事完了届に築造確認調書を添付の上報告すること。（海南省の場合は都市政策課が築造確認を行う。）

(9) 指定及び公告

特定行政庁は、振興局建設部の築造確認報告に基づき、指定及び公告を行い、指定通知書を振興局建設部及び市町を通じて、申請者に交付する。（※ただし、海南市の場合は、都市政策課が交付窓口となる。）

2 位置の指定の変更及び廃止

- (1) 指定を受けた道路の変更及び廃止を申請する場合は、「VI申請書類一覧表 2 指定道路を変更・廃止する場合」に規定する書類を市町に3部（海南市の場合は2部）提出すること。
- (2) 法第43条の規定及び和歌山県建築基準法施行条例等に違反する変更及び廃止は認めない。
- (3) 指定道路の幅員の一部だけの変更は、原則として認めない。
- (4) 指定を受けた通り抜けの道路の廃止は認めない。
- (5) その他特定行政庁が、支障がないと認められるとき以外は、廃止を制限する。

3 位置の指定の申請取下げ

申請者は、道路位置指定の申請中において、申請の取下げを行う場合は、道路位置指定申請の取下願（様式4）を市町に3部（海南市の場合は2部）提出すること。

VI 申請書類一覧表

1 道路位置指定申請の場合

	名 称	添付書類・縮尺・表示すべき事項・その他
1	道路位置指定申請書	申請書正、申請書副（通知書）、 申請書正写（振興局建設部控）、申請書正写（市町控）
2	委任状	代理人が申請等の手続を行う場合は添付すること。
3	都市計画図写し	市町備付け 1/2, 500～1/5, 000 ① 指定道路の位置（赤色） ② 河川までの排水経路（青色）
4	公図（地積図） 写し (申請日より3ヶ月以内)	① 法務局写し取り年月日、責任者名、捺印 ② 指定道路の位置（赤色） ③ 地目、地名、地番界 ④ 造成区域（赤色） ⑤ 公図の水路は「水色」、里道及び道路は「茶色」
5	承諾書	① 指定道路となる土地の各権利者名（所有者、抵当権等）一覧表 ② 指定道路の設置により利害関係人（隣接地・道路斜線制限等）となる土地・建築物等の各権利者名一覧表 ③ 造成区域の各権利者名一覧表 ④ 指定道路となる土地の各権利者（所有権、抵当権等）の承諾書（印鑑証明書添付（承諾日より3ヶ月以内のもの）） ⑤ 指定道路の設置により利害関係人（隣接地・道路斜線制限等）となる土地・建築物等の各権利者の承諾書 ⑥ 既存指定道路に接続する場合は、道路権利者の接続承諾書（印鑑証明書添付（承諾日より3ヶ月以内のもの）） ⑦ 雑排水の一次放流先との協議、調整に関する図書 ⑧ 道路維持管理者の承諾書（印鑑証明書添付（承諾日より3ヶ月以内のもの））
6	土地登記簿謄本	① 指定道路となる土地の登記簿謄本（申請日より3ヶ月以内のもの） ② 造成区域の土地の登記簿謄本（申請日より3ヶ月以内のもの）
7	平面計画図 (1/200～1/300) ※小規模の場合 排水及び土地利用計画図と兼ねてよい	① 縮尺、方位 ② 地目、地番、地番界 ③ 指定道路・隣接地・造成区域の土地の各権利者名 ④ 公共用地（水路、農道、里道）の位置 ⑤ 指定道路の位置（赤色）、延長、幅員、すみ切り、転回広場等の寸法 ⑥ 接続道路の公道又は私道の種別、位置、幅員（既存指定道路に接続する場合は、指定年月日及び指定番号） ⑦ がけ又は擁壁の位置形状 ⑧ 土地の高低その他地形上特記すべき事項 ⑨ 現況図

8	排水及び土地利用計画図 (1/200～1/500)	① 排水経路、流水方向及び造成区域内における排水施設の流水勾配 ② 雨水及び汚水桝の位置、構造等 ③ 造成地の敷地の区画割及び区画番号
9	道路断面構造図 (1/20～1/50) 敷地縦横断面図 (1/20～1/50)	① 路面の構造 ② 道路側溝の位置、形状、寸法 ③ 指定道路の幅員（有効幅員 4m以上） ④ 道路の縦断面図(1/200～1/500) ⑤ 橋梁、擁壁、雨水及び汚水桝等構造詳細図 ⑥ 溝蓋の構造図 ⑦ 隣接する敷地との高低差（隣接地高さ）
10	求積図 (1/200～1/300)	① 道路総面積 ② 造成総面積 等
11	その他必要な添付書類	① 公共用地（道路、水路、里道）と接続する場合は、管理者の境界確認書（写）、取付工事許可書（写）又は占用許可書（写）を添付すること。 ② 水路敷を占用する場合は、水路管理者の営造物設置許可書（写）、土地所有者の占用許可書（写）を添付すること。 ③ 造成区域に農地が含まれる場合は、その土地の農地転用許可書（写）を添付すること。 ④ 既存私道に接続する場合は、公図及び平面計画図に明記し、私道の権利者の接続承諾書及びその土地の登記簿謄本を添付すること。 ⑤ 宅地造成工事規制区域内における許可を要する場合は、宅地造成等規制法に基づく許可書（写）を添付し、位置指定時には検査済証（写）を添付すること。 ⑥ 都市計画街路に抵触している場合は、都市計画街路証明書を添付し、平面計画図にその位置を記入すること。 ⑦ 見え高 2m以上の擁壁で、宅地造成等規制法の許可がない場合は、工作物確認（写）を添付すること。ただし、指定道路に影響のある擁壁に限る。 ⑧ 他法令に基づく許認可が必要な場合は、許認可書（写）を添付すること。 ⑨ 現地の全景が確認できる写真を添付すること。 ⑩ 指定道路の設置により、既存建築物に高さ制限が発生する場合は、道路斜線の検討図を添付すること。 ⑪ 工事施工者の建設業許可書の写しを添付すること。ただし、申請時において工事施工者が未定の場合はこの限りでない。 ⑫ 上記書類のほか、審査・協議等の上で必要と判断された書類を添付すること。

(注意) 1 申請書類は①正本、②副本、③振興局建設部控、④市町控の計 4 部を作成すること。

(申請道路が海南市の場合は、上記③以外の計 3 部を作成すること。)

2 承諾書、印鑑証明書、土地の登記簿謄本等で原本が必要な書類については、原本証明を行った写しを添付してもよい。

2 指定道路を変更・廃止する場合

	名 称	添付書類・縮尺・表示すべき事項・その他
1	道路位置指定 変更（廃止）申 請書	申請書正、申請書副（通知書）、 申請書正写（振興局建設部控）、申請書正写（市町控）
2	委任状	代理人が申請等の手続を行う場合は添付すること。
3	都市計画図写し	市町備付け 1/2, 500～1/5, 000 ① 指定道路の位置（赤色） ② 河川までの排水経路（青色）
4	公図（地積図） 写し (申請日より3ヶ月以内)	① 法務局写し取り年月日、責任者名、捺印 ② 指定道路の位置（赤色） ③ 地目、地名、地番界 ④ 造成区域（赤色） ⑤ 公図の水路は「水色」、里道及び道路は「茶色」
5	承諾書	① 指定道路となる土地の各権利者名（所有権、抵当権等）一覧表 ② 指定道路の変更(廃止)により利害関係人（隣接地・道路斜線制限等）となる土地・建築物等の各権利者名一覧表 ③ 変更（廃止）する指定道路の土地の各権利者（所有権、抵当権等）の承諾書（印鑑証明書添付（承諾日より3ヶ月以内のもの）） ④ 変更（廃止）する指定道路の利害関係人（隣接地・道路斜線等）となる土地・建築物等の各権利者の承諾書 ⑤ 道路維持管理者の承諾書（印鑑証明書添付（承諾日より3ヶ月以内のもの））
6	土地登記簿謄本	① 変更（廃止）する指定道路の土地の登記簿謄本（申請日より3ヶ月以内のもの） ② 変更（廃止）する指定道路に隣接する土地の登記簿謄本（申請日より3ヶ月以内のもの）
7	現場の写真	変更（廃止）しようとする道路の全景が確認できる写真
8	その他必要な 書類・図面	上記書類のほか、審査・協議等の上で必要と判断された書類を添付すること。

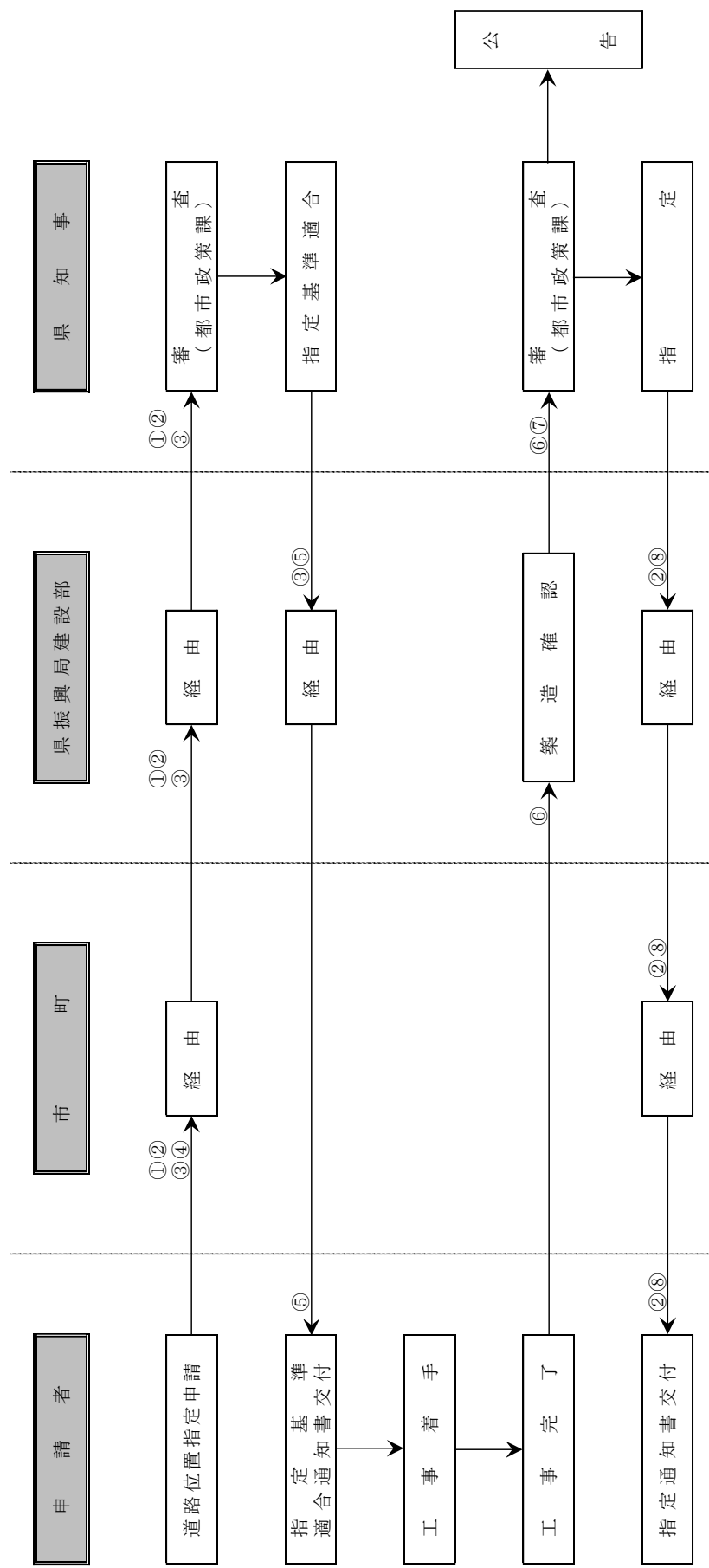
(注意) 1 申請書類は①正本、②副本、③振興局建設部控、④市町控の計4部を作成すること。

(申請道路が海南市の場合は、上記③以外の計3部を作成すること。)

2 承諾書、印鑑証明書、土地の登記簿謄本等で原本が必要な書類については、原本証明を行った写しを添付してもよい。

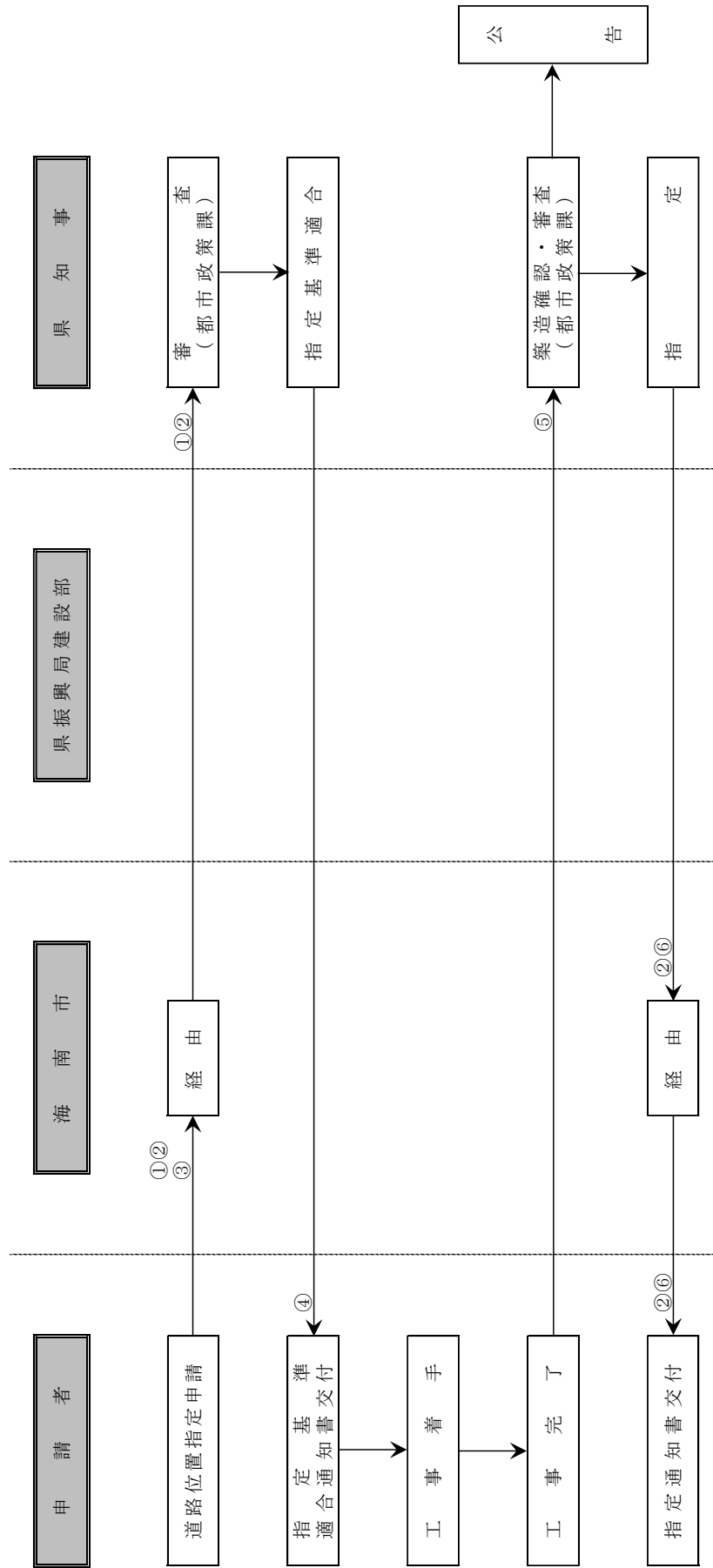
VII 申請及び通知の流れ

1 道路位置指定申請及び通知（海南市以外の場合）



- ※ 1 ①申請書正 ②申請書副（通知書） ③申請書正（写） ④申請書正（写）
 ⑤指定基準適合通知書 ⑥工事完了届 ⑦築造確認調書 ⑧指定通知書
- ※ 2 変更・廃止申請の場合にも上記の流れを準用すること。

2 道路位置指定申請及び通知（海南市の場合）



※ 1 ①申請書正 ②申請書副（通知書） ③申請書正（写）

④指定基準適合通知書 ⑤工事完了届 ⑥指定通知書

※ 2 変更・廃止申請の場合にも上記の流れを準用すること。

VIII 様 式

別記第9号様式（第13条関係）

正本

※都市政策課受付印 振興局受付印 市町村受付印

正

道路の位置の指定（変更・廃止）の申請書

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定（変更・廃止）を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

和歌山県知事様

申請者住所

氏名

電話

1	道路維持管理者 住所氏名					
2	設計者資格 住所氏名		電話			
3	工事施工者 住所氏名		建設業者許可番号（ ）第 号			
4	道路となる土地 の地名地番					
5 造成区域の土地	地番	地目	面積 m ²	土地関係		6 用途地域
				所有者氏名	権利関係者名	
						7 宅地造成工事規制区域 内外 許可第 号
						8 転回 広場 9 宅地 区画数
	登記面積合計 m ²			造成総面積 実測 m ²		箇所 区画
10 指定道路	道路の符号	幅員 m	延長 m	縦断勾配 %	11 接続道路の種類、幅員	
					公道	国道 県道 市町村道 m
					私道	第42条 m
	道路延長の合計		m		道路総面積 m ²	
12 工事着手予定日	令和 年 月 日	14 公園広場等面積		m ²		
13 工事完了予定日	令和 年 月 日	15 宅地の面積		m ²		
16 変更、廃止の理由						
※ 市町村の意見						

(裏面)

○位置図 (S = 1/10,000~1/25,000)

○土地利用計画図 (縮尺、方位、接続道路、指定道路の幅員、延長、宅地の区画割等記入のこと。)

○添付書類

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| 1. 各権利者及び道路維持管理者の承諾書 | 6. 排水及び土地利用計画図 |
| 2. 都市計画図 (写)
(1/2,500~1/5,000) | 7. 道路断面構造図 |
| 3. 公図 (写) | 8. 求積図 |
| 4. 土地登記簿謄本 | 9. その他必要な図書
(農地転用、境界確定、占用許可等) |
| 5. 平面計画図 (1/200~1/300) | |

別記第9号様式（第13条関係）

副本

道路の位置の指定（変更・廃止）の通知書

※ 指定 変更 廃止 通知 欄	令和 年 月 日					
	申請者住所 氏名 様		和歌山県知事		印	
指定変更廃止番号 号		令和 年 月 日				
建築基準法の規定により、この申請書及び添付図書のとおり、道路の位置の指定（変更・廃止）をしたので、通知します。						
1	道路維持管理者 住所氏名					
2	設計者資格 住所氏名		電話			
3	工事施工者 住所氏名		建設業者許可番号（ ）第 号			
4	道路となる土地 の地名地番					
5 造成 区域 の 土地	地番	地目	面積	土地関係		6 用途地域
			m ²	所有者氏名	権利関係者名	
						7 宅地造成工事規制区域
						内外 許可第 号
						8 転回 広場 9 宅地 区画数
登記面積合計			m ²	造成総面積 実測		m ²
10 指定 道路	道路の符号	幅員	延長	縦断勾配	11 接続道路の種類、幅員	
		m	m	%	公道	国道 県道 市町村道 第42条
					私道	m
道路延長の合計			m	道路総面積		m ²
12	工事着手予定日	令和 年 月 日	14	公園広場等面積	m ²	
13	工事完了予定日	令和 年 月 日	15	宅地の面積	m ²	
16	変更、廃止の理由					
※	備考					

(裏面)

○位置図 (S = 1/10,000~1/25,000)

○土地利用計画図 (縮尺、方位、接続道路、指定道路の幅員、延長、宅地の区画割等記入のこと。)

○添付書類

1. 各権利者及び道路維持管理者の承諾書	6. 排水及び土地利用計画図
2. 都市計画図 (写) (1/2,500~1/5,000)	7. 道路断面構造図
3. 公図 (写)	8. 求積図
4. 土地登記簿謄本	9. その他必要な図書 (農地転用、境界確定、占用許可等)
5. 平面計画図 (1/200~1/300)	

(注) 1 ※印欄には、記入しないこと。

2 申請者には、当該道路を築造しようとする者 (廃止の場合は、当該道路の土地の所有者) に限ります。ただし、築造しようとする者が2人以上のときは、その代表者を定め申請して下さい。

承 諾 書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）について、この図書記載のとおり、権利者（又は利害関係人）として異議なく承諾いたします。

道路の幅員	m	道路の総延長	m	道路の面積	m ²
-------	---	--------	---	-------	----------------

申請者住所氏名

承 諾 年月日	関 係 土 地 の 地 名 、 地 番	面 積	権 利 の 種 類	土 地 所 有 者（又は権利者） 住 所、氏 名	印

- （注意） 1 承諾書の「権利の種類」欄は、土地又は土地内の工作物等について該当する権利（所有権、抵当権、借地権等）を記入すること。
- 2 承諾者の印鑑証明書を添付のこと。

工 事 完 了 届

令和 年 月 日

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課長 様

申請者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付で、通知のあった道路（私道）を下記のとおりに築造したので届けます。

記

番 号	都 政 第 号				
年 月 日	令 和 年 月 日				
工事完了年月日	令 和 年 月 日				
申 請 道 路	地名・地番				
	幅 員	メートル	メートル	メートル	/
	延 長	メートル	メートル	メートル	総延長 メートル

道路位置指定申請の取下願

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付で申請した下記の道路の位置の指定の申請書について、
申請を取下げたくお願いいたします。

記

1. 申請場所 (地名・地番)		
2. 造成区域面積	登記面積	m ²
	造成面積	m ²
3. 取下げ理由		

IX 道路位置指定に関する法令

建築基準法第 42 条（道路の定義）

この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員 4m（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6m。次項及び第 3 項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

- 一 道路法による道路
 - 二 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による道路
 - 三 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第 68 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至った際に存在する道
 - 四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
 - 五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの
- 2 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第 68 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員 4m 未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離 2m（同項の規定により指定された区域内においては、3m（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2m）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離 2m 未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離 4m の線をその道路の境界線とみなす。
- 3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については 2m 未満 1.35m 以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については 4m 未満 2.7m 以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。
- 4 第一項の区域内の幅員 6m 未満の道（第 1 号又は第 2 号に該当する道にあつては、幅員 4m 以上のものに限る。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。

- 一 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道
 - 二 地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して築造される道
 - 三 第1項の区域が指定された際に現に道路とされていた道
- 5 前項第3号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員4m未満の道については、第2項の規定にかかわらず、第1項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていた線をその道路の境界線とみなす。
- 6 特定行政庁は、第2項の規定により幅員1.8m未満の道を指定する場合又は第3項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

建築基準法第43条（敷地等と道路との関係）

建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。）に2m以上接しなければならない。

- 一 自動車のみ交通の用に供する道路
 - 二 地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の道路
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- 一 その敷地が幅員4m以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に2m以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
 - 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
- 3 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する建築物について、その用途、規模又は位置の特殊性により、第1項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加することができる。
- 一 特殊建築物
 - 二 階数が3以上である建築物
 - 三 政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物
 - 四 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計。次号、第4節、第7節及び別表第3において同じ。）が1,000㎡を超える建築物
 - 五 その敷地が袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）にのみ接する建築物で、延べ面積が150㎡を超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）

建築基準法施行令第144条の4（道に関する基準）

法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35m以下の場合
ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が6m以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2mの二等辺三角形の部分の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りではない。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

建築基準法施行規則第9条（道路の位置の指定の申請）

法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地積図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

建築基準法施行規則第10条（道路位置指定等の公告及び通知） ※第1項及び第3項要約

特定行政庁は、法第42条第1項第5号の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

昭和45年12月28日建設省告示第1837号（最終改正：平成12年12月26日建設省告示第2465号）

（道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第1号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線から水平距離が2mを超える区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ）のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

和歌山県建築基準法施行細則第13条（道路の位置の指定申請書等）

法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定申請書（別記第9号様式）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、指定を受けた道路の位置を変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。